

# 詳細仕様書

## 委託業務概要

第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度をもって終了することから、令和7年度以降を計画期間とする「各務原市こども計画」を策定する。

本事業では、計画の審議決定機関である策定委員会を設け、計画策定の準備を進める。

また、国の施策の動向、県の関連計画、関係法令、社会情勢の変化、各種調査の結果などを踏まえ、福祉分野の上位計画として関連計画との整合性を図りつつ計画を策定する。

## 計画の概要

### (1) 計画の期間

令和7年度から令和11年度

### (2) 計画の位置づけ

#### ① 法令上

- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条に基づく計画）
- 子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条に基づく計画）
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成推進支援推進法第九条に基づく計画）
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第八条に基づく計画）
- 少子化社会対策基本計画（少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策）
- 母子保健計画策定指針

#### ② 市内部

各務原市総合計画を最上位計画とし、各務原市地域福祉計画をはじめ、関連計画との連携を図ることができる計画

## 業務内容

### (1) 現状の分析と課題の整理

ニーズ調査の結果及び子ども・子育て支援事業計画（第2期）の取組への評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、課題を抽出する。

- ・ 現計画の評価、分析
- ・ 上位計画及び関連計画の動向整理

市総合計画、市地域福祉計画、障がい者スマイルプラン、高齢者総合プラン、元気プラン21、男女共同参画プラン、自殺対策計画、地域防災計画等

- ・子どもに関する国、県などの動向及び国、県が実施している施策等の整理、課題（こども通園制度等）
- ・ニーズ調査の分析結果から地域の特性分析
- ・その他子どもに関して必要と思われる事項

## (2) 各務原市子ども・子育て会議の支援

各務原市子ども・子育て会議（令和6年度5回）の開催にあたり、会議資料の作成、意見に対する助言及び計画案への反映等を行うこと。当日、担当者がオンライン等で会議を出席し必要に応じて発言する。

なお、会議録及び会議要旨は市が作成する。また、会議の参集及び会場確保、会議資料の印刷は本市で行うため、経費として見込む必要はない。

### 【想定】

令和6年7月頃：現状把握と課題整理、計画策定方針

令和6年9月頃：骨子案、子どもの意見の聴取結果

令和6年11月頃：素案

令和6年12月頃：素案

令和7年2月頃：最終案

※会議は1回あたり2時間程度

## (3) こども・若者の意見の反映に関するイベント等の企画・運営・実施

こども基本法第11条では、こども施策の策定等にあたり、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。このことから受託者は、こども及びその保護者、その他関係者の意見を幅広く聴取及び把握し、こども施策に反映するための措置について提案を行い、市と打ち合わせの上、実施する。（実施時期は、令和6年7～8月、回数は2回を想定。）

なお、イベントの会場確保、イベントの備品及び資料の準備は本市で行うため、経費として見込む必要はない。

## (4) 計画案の作成

他の計画と整合性、かつ、国や県の計画との整合性を図りつつ、総合的に作成すること。また、各福祉分野の共通事項に加え、包括的な支援体制の整備に関する事項、国の制度改正、市町村地域福祉計画策定ガイドラインに沿ったものとする。本市福祉関連の分野別計画等の内容を十分に踏まえた上で、本計画の最適な構成、体系の提案を行うこと。

なお、現計画の第5章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みと確保方策」、第6章「計画の推進」、資料編に関しては、市がデータを提供するため、経費として見込む必要はない。

① 現状把握

上位計画及び関連計画の動向調査や本市施策の実態を把握する。また、アンケート調査の結果等からの課題の抽出及び現計画の検証を行う。

② 基本理念、基本目標の検討

現計画の課題等を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、設定する。

③ 施策体系の検討

基本的理念、基本目標を踏まえ、基本施策、施策の方向性を設定する。

④ 重点プロジェクト

本市において、重点的に取り組むべき事項を挙げ、取り組みの方向性を作成する。また、成果指標として数値での進捗管理ができるようにする。

⑤ 計画の構成、計画素案の策定

策定委員会、こども・若者等からの意見、検討結果を踏まえ、計画素案を策定すること。グラフ、イラスト、写真などを盛り込みわかりやすい計画書とすること。

⑥ 計画書本編、概要版作成

最終の原稿を提出する際には、校正は綿密に行い提出すること。

図表、写真、イラスト等を用いて、誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。

(5) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント（令和7年1月頃予定）により提出された意見に対する助言及び計画案への反映をすること。

(6) 成果物

計画書原稿及び原稿データ（原稿データは電子記録媒体による納品）を令和7年3月17日（月）までに行うこと。

※PDF 及び Word または Excel の原本データ（埋め込みの場合は元データ含む）

なお、製本の納品は行わないこととする。